

PUBLIC RELATIONS
広報

ちとせ 7

2020 CHITOSE CITY No. 1084

令和2年7月10日号



新型コロナウイルスを
乗り越えるために



まちの羅針盤 第7期総合計画を作っています

ホームページで公開中



市長メッセージ動画

千歳市長 で検索



新型コロナウイルスを乗り越えるために

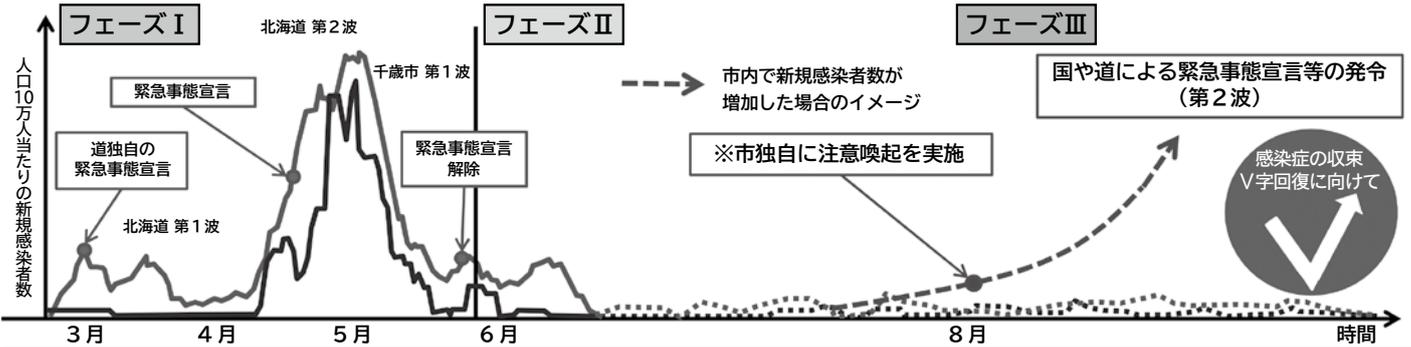
市は、今年の4月に医療機関や高齢者施設における集団感染の発生が連鎖するなど、新型コロナウイルス感染症の《第1波》を経験しました。

今後の《第2波》に備えた体制の強化・支援とともに、《3つの密》を避ける、《距離をとる》などの新しい生活様式を示した「北海道スタイル」の実践により、「感染拡大の防止と社会経済活動を両立させる」ための、新たなステージに向けて進みます。

国・北海道の6月以降の段階的緩和

| | 感染拡大期 | 項目 | ステップ1 | ステップ2 | ステップ3 | 移行期間後 | |
|---------------|---|--|-------------------|--|---------------------|-------------------|--|
| | | | 6/1~ | 6/19~ | 7/10~ | 8/1~ | |
| 外出の自粛など | <ul style="list-style-type: none"> 生活の維持に必要な場合を除く外出自粛 他都府県との不要不急の往来自粛 札幌市への不要不急の往来自粛 | 施設の利用 | 慎重に対応 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践など) </div> | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 接待をともなう飲食店、ライブハウスなど 他都府県との不要不急の往来 札幌市との不要不急の往来 | | | | | |
| 施設の使用制限など | <ul style="list-style-type: none"> 施設の使用制限（休業）を要請・協力をお願い | 業種別のガイドラインが策定済の施設 | 慎重に対応 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> すべての施設の休業要請について解除 「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 (業種別ガイドラインの徹底など) </div> | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 接待をともなう飲食店、ライブハウスなど | | | | | | |
| イベントなどの開催制限など | <ul style="list-style-type: none"> イベントなどの開催自粛 | 屋内イベント | 100人以下 収容率 50% | 1,000人以下 収容率 50% | 5,000人以下 収容率 50% | 全てのイベントなど 収容率 50% | |
| | | 屋外イベント | 200人以下 十分な間隔 | 1,000人以下 十分な間隔 | 5,000人以下 十分な間隔 | 全てのイベントなど 十分な間隔 | |

千歳市のロードマップ一覧



| | フェーズⅠ（感染拡大期） | フェーズⅡ（新生活習慣 移行期） | フェーズⅢ（新生活習慣 定着期） |
|--|--|---|---|
| 目的 | 感染拡大の防止 | 感染拡大の防止を図りながら市民生活と経済活動の再開 | 新生活習慣の定着により感染症と共生する市民生活の構築 |
| 社会福祉編 | <ul style="list-style-type: none"> ●可能な範囲での介護などのサービスを提供するための支援 ●社会福祉施設など（事業所）に対し、厚生労働省が示す感染対策ガイドラインなどの周知 | <ul style="list-style-type: none"> ●専門職などの派遣をはじめ、事業所からの感染予防などに関する相談業務を強化 ●第2波に備えた対策の実施 ●集団感染に関する対策についての情報共有 ●感染症と共生するサービス提供体制の構築に必要な支援策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●北海道が行う「簡易陰圧室」の設置助成事業を側面的に支援 ●介護崩壊を招かないよう、介護職員の連携など新たな支援策の検討 |
| 地域医療編 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染防止対策の周知啓発 ●市ホームページなどで市民に向け感染防止策の徹底を周知 ●医療提供体制の維持 ●患者受入体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査体制の整備 ●千歳PCR検査センターの設置 ●患者受入体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●医療提供体制の維持 ●地域の医療機関で受診、PCR検査、入院までの機能を設け、患者を早期に発見し、感染拡大の防止と医療機関の負担軽減を図る |
| 市民病院編 | <ul style="list-style-type: none"> ●院内感染の予防 ●院内での感染発生後、診療制限の更新 ●新患受付の休止 ●入院・救急・健康診断などの受入休止 | <ul style="list-style-type: none"> ●診療制限の緩和（新患受付の段階的再開） | <ul style="list-style-type: none"> ●地域の基幹病院として、通常診療を継続し、必要な医療の提供をめざす |
| 小中学校編 | <ul style="list-style-type: none"> ●全校の臨時休業 ●休校中の学習支援 ●分散登校の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校活動の再開 ●衛生管理マニュアル《学校の新しい生活様式》を踏まえ、学校教育活動を実施 ●児童生徒などの感染が確認されたときは出席・出勤停止とし、濃厚接触者が特定されるまでの間、当該学級学年または学校の臨時休業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●夏季休業期間の短縮 |
| 幼児教育等編 | <ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育施設、学童クラブなどは、保護者が在宅のときは、利用の自粛をお願いするなど、規模を縮小して実施 ●児童館の自由来館・乳幼児親子支援・中高生タイムを休止 ●子育て支援センターは、休館を基本、電話やメールによる相談や電話予約者の来館相談などの実施 ●児童発達支援センターは、休所し、必要に応じ、電話や戸別訪問による相談などを実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育施設、学童クラブ、児童発達支援センターなどは、通常どおり受け入れ ●児童館の自由来館・乳幼児親子支援・中高生タイムは、人数や時間に制限を行い受け入れ ●子育て支援センターは、利用人数・時間に制限を行い受け入れ 【子育て関連臨時特別給付金事業】 ●児童手当を受給する子育て世帯 ●児童1人あたり1万円 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童館の自由来館・乳幼児親子支援・中高生タイム、子育て支援センターは、フェーズⅡ以上に受入を拡大 【子育て関連臨時特別給付金事業】 ●児童扶養手当を受給するひとり親世帯 ●1世帯あたり5万円、第2子以降3万円の加算など |
| 商業編 | <ul style="list-style-type: none"> ●休業要請等による営業の自粛 ●北海道の休業要請などを事業者周知・啓発を実施 ●市独自の経済対策の実施 ●新型コロナウイルス感染症対応金融資産 ●市内事業者緊急給付金 ●工業団地土地リース料の支払猶予 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大の防止と経済の両立 ●市独自の経済対策の実施 ●「ちとせ市民応援商品券」（1人あたり5千円分）の配布 ●市内事業者緊急給付金追加給付 ●感染防止対策の周知啓発 ●市内の店舗、飲食店に対し、「新北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」の普及啓発 ●「新型コロナウイルス対策推進宣言」ポスター掲示 | <ul style="list-style-type: none"> ●経済活動のV字回復 ●国における経済対策の周知 ●市独自の経済対策の追加実施 |
| 観光編 | <ul style="list-style-type: none"> ●外出・往来および営業などの自粛 ●緊急事態措置による休業要請などを実施 ●イベントなどの中止、または開催延期 ●市独自の経済対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大の防止と経済活動の両立 ●観光事業者などに対する「新北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」の普及啓発 ●段階的な経済活動の再開に向けた市独自の経済対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●経済活動のV字回復 ●観光客等を積極的に誘客 |
| 公共施設編 | <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の休館 | <ul style="list-style-type: none"> ●段階的に開館 ●業種ごとに策定されている《感染拡大予防ガイドライン》等を踏まえた取組の実施 ●十分な感染防止対策が取れないときは、施設内の一部を休止 ●感染防止対策の取り組みは、市民が安心して利用できるよう可視化 | <ul style="list-style-type: none"> ●すべて開館 ●休止しているスペースなどを順次再開 |
| <p>【新規感染者数の増加・第2波が発生した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●状況に応じフェーズⅠへの移行を検討、北海道の緊急事態措置などを踏まえ、必要に応じ経済対策を検討 | | | |

市の経済対策

市の経済対策の第1弾は、市内中小企業の資金繰り支援策として融資枠の拡大、第2弾は、新型コロナウイルスによって雇用を奪われた方への助成や市内事業者に対する支援を行いました。

第3弾では、3つの柱をもとに、感染症の防止と市民生活や市内事業者の事業継続の下支えをし、回復期につなぐため、12億円を超える予算の補正を行い、さまざまな支援策を実施します。

【第1弾】 3月25日
《中小企業対策支援事業》

【第2弾】 4月24日

《緊急雇用創出 推進事業》 《中小企業対策支援事業》
《市内事業者 緊急給付金給付事業》 《観光雇用対策事業》
《予備費》※消毒液、マスク、感染防護服など
(国が行う特別定額給付金などは除きます)

【第3弾】 6月8日

- I 医療・福祉を支える総合支援対策
1億531万1千円
- II 市民生活を支える総合支援対策
7億7,885万7千円
- III 市内事業者などを支える総合経済対策
3億5,659万2千円

I 医療・福祉を支える総合支援対策 (1億531万1千円)

2 高齢者・障がい者感染防止対策

○新型コロナウイルス陽性者が発生した高齢者介護施設などに対して給付金を支給します。

○新型コロナウイルス感染症の予防を目的として、高齢者・障がい者福祉施設が購入した衛生用品の費用を助成します。

○3つの密を回避する措置として、福祉サービス利用券を簡易書留により郵送します。

【詳細】高齢者支援課 高齢福祉係 ☎ (24) 0295

障がい者支援課 障がい福祉係 ☎ (24) 0327

共通FAX (23) 6700

1 医療・介護・福祉などを支える支援対策

○新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れた医療機関に対して1人につき100万円を助成します。

【詳細】健康づくり課 管理係

☎ (24) 0361 FAX (24) 8418

○市内にPCR検査センターを設置するため、必要な経費を負担します。

【詳細】主幹 (PCR検査センター等担当)

☎ (24) 3131 内線 416 FAX (27) 3743

3 救急業務体制継続のための経費

○消防職員の感染リスクの低減と、救急車の効率的な運用のため、救急自動車(4台)と消防署にオゾン除去システムを整備し、消防体制の安定化を図ります。

【詳細】消防本部 警防課 警防係 ☎ (23) 0320 FAX (22) 8850

II 市民生活を支える総合支援対策 (7億7,885万7千円)

2 子育て支援対策

○児童扶養手当を受給しているなど、基準を満たすひとり親家庭を対象に一世帯当たり5万円、第2子以降は3万円を加算するなどの臨時特別給付金を支給します。

【詳細】こども家庭課 主査(ひとり親世帯給付金事業担当)

☎ (24) 0113 FAX (23) 6700

○認定こども園など子育て関連施設に登園する児童の体温を適正に管理し、適切な対応を行うため、各施設に非接触式体温計を整備します。

【詳細】こども政策課 こども政策係

☎ (24) 0341 FAX (23) 6700

1 市民生活を支える支援対策

○新型コロナウイルス感染症の拡大などで、収入が減少し生活が困窮している世帯で、住居を喪失する恐れのある方などで一定の条件を満たす方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を給付します。

【詳細】福祉課 生活支援係

☎ (24) 0894 FAX (27) 3743

○新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている市民生活や地元経済を応援し、家計の支援や消費の喚起・下支えを目的に、基準を満たす市民全員に市内の参加店舗で利用できる商品券を配布します。

【詳細】主幹(産業政策担当)

☎ (24) 0116 FAX (22) 8851

3 教育支援対策

○市内小中学校の登校時に発熱のある児童生徒を迅速に察知し、適切な対応を行うことにより、安心して学校生活を送ることができるよう、サーマルカメラなどを整備します。

【詳細】企画総務課 総務係 ☎ (24) 0819 FAX (27) 3743

○市内小中学校の休校が長期化し、児童生徒が家で過ごすことによる食事などの費用が発生したため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に給付金を支給します。

【詳細】学校教育課 学校教育係 ☎ (24) 0839 FAX (27) 3743

○本年2月、3月の市内小中学校の休校にともない発生した給食提供事業者の損失を補填します。

【詳細】学校給食センター業務係 ☎ (23) 3591 FAX (23) 3599

III 市内事業者等を支える総合経済対策 (3億5,659万2千円)

2 観光事業者への支援対策(感染拡大抑制時支援)

○国内外の観光客が激減し、経営状況が極めて厳しい状況にある支笏湖地域の温泉旅館などに対して、令和元年度入湯税の25%を上限に臨時特別給付金を支給します。

【詳細】観光課 観光事業係

☎ (24) 0366 FAX (22) 8851

○観光事業者が実施する、新しい生活様式に対応した観光コンテンツの創出や情報発信などの取り組みに対して補助します。

【詳細】観光課 観光企画係

☎ (24) 0377 FAX (22) 8851

1 市内事業者などを支える総合経済対策

○市内中小企業、個人事業者の事業継続を下支えするため、休業要請に応じた休業や時間短縮の実施・未実施に関わらず一部を除く全業種に対して、事業全般に広く活用できる市独自の緊急給付金を給付しています。さらに、外出の自粛、休業要請などによる影響や新しい生活様式への対応などを踏まえ、20万円の追加支援を行います。

【詳細】主幹(産業政策担当)

☎ (24) 0116 FAX (22) 8851



市民の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷などが全国的に問題となっています。

当市においても、医療や介護の現場で働く方などに対し、心ない言葉や、メールでの誹謗中傷が行われており、当事者の方は、本当に、心が折れ、悩み、苦しんでいます。

励ますことはあっても、不当な行動は慎むようお願いいたします。



市長は、6月15日から17日の3日間で、医療・公共施設など18か所を訪問し、職員の皆さまに感謝の気持ちを伝えると同時に、現場での対策などの取り組みを確認しました。



3つの「密」をさげよう

新型コロナウイルス

Q&A

よくある質問にお答えします



Q3 コロナの影響で収入が減り、子どもの学費なども大変です。何か支援策はありませんか？

A 家計が急変し、小中学校のお子さんを就学させることが困難な世帯向けに、特例就学援助を行っています。

【援助内容】令和2年6月分から令和3年3月分までの学用品費などを支給します。

【対象】市内に居住し、市内小中学校に在籍する児童生徒を含む世帯で、令和2年2月～5月の平均月収が、令和2年1月の収入から3分の2以下に減少し、かつ、2月～5月の平均月収が就学援助基準以下となった世帯

※○月の収入とは、○月に受け取った収入のことです。例えば、12月に勤務した分の給与が1月に振り込まれた場合は、1月の収入として取り扱います。

※通常の令和2年度就学援助が不認定となった世帯も、減収要件を満たせば認定されるときがあります。

※すでに就学援助の認定を受けている準要保護世帯、生活保護世帯は同内容の援助のため申請は不要です。

※就学援助基準については世帯構成などにより異なるため、申請後、結果通知をお待ちください。

【申請方法】令和2年1月～5月について、収入があった世帯全員分の収入がわかる書類を添付の上、申請書（市指定用紙）を提出してください。

※申請書は学校教育課、各学校、市ホームページから入手可。

○給与収入者 … 給与明細などの写し

○自営業者など… 収入・必要経費申告書（市指定用紙）

○年金受給者 … 年金支給通知書の写し

※申請書には保護者名義の援助費受取希望銀行口座を記入し、認印を押印してください。

※世帯全員が国民年金保険料を全額免除されていることがわかる書類があれば、添付書類は省略できます。

※申請内容について、確認するときがあります。

※虚偽の内容を申請したとき、援助費の全額返還のほか、処罰の対象となることがあります。

【詳細】学校教育課 学校教育係

☎(24) 0839 FAX (27) 3743

Q4 給付金の振込が始まったころから、口座などを聞く電話がきています。不安ですが、どうしたらいいですか？

A 特別定額給付金に関する《詐欺》が全国で発生しています。市などが次の手続きをお願いすることは絶対にありません。

- ・現金自動預払機（ATM）の操作を求めること
- ・給付金の受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- ・自宅に訪問して、通帳やキャッシュカードを受け取ったり、暗証番号やマイナンバーを確認すること
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

怪しい電話があったときは、お近くの関係機関にご相談ください。

千歳市消費生活センター ☎(24) 0193（平日9時～17時） FAX (27) 3743

千歳警察署 ☎・FAX (42) 0110

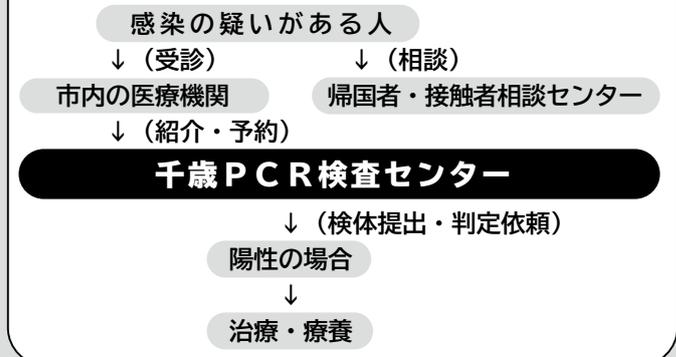
Q1 市内のPCR検査センターは開設したのでしょうか？

A 市は、千歳医師会の協力のもと、7月2日から千歳PCR検査センターを開設しました。

市内の医療機関からの紹介により検査が可能となり、民間の検査機関を通じて検体の分析が行われます。センターの円滑な運営のため、設置場所は非公開となっています。

検査にあたっては、市内の医療機関の紹介が必要です。なお、症状に関する相談は、これまでどおり、《帰国者・接触者相談センター》にご相談ください。

《検査の流れ》



【詳細】主幹（PCR検査センター等担当）

☎(24)3131 内線416 FAX(27)3743

帰国者・接触者相談センター

☎(23)3175 FAX (23)3177

Q2 定額給付金の申請はいつまでですか？

A 特別定額給付金の申請受付は8月25日（火）が期限です（当日消印有効）。期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんので、忘れずに申請してください。お手元に申請書が届いていない場合は担当までご連絡ください。

申請書は5月末に各世帯に送付しています。郵送での申請にご協力をお願いします。マイナンバーカードを持っている世帯主の方に限り、オンラインでの申請も可能です。詳細は広報ちとせ6月号、市ホームページをご覧ください。

※特別定額給付金は申請受付後、おおむね10日程度での振込を予定していますが、申請から2週間程度経過してもなお、給付金の振込が確認できない場合は担当までお問い合わせください。

【詳細】主幹（特別定額給付金事業担当）

☎(24) 3152 FAX (23) 6700

【オンライン申請について】

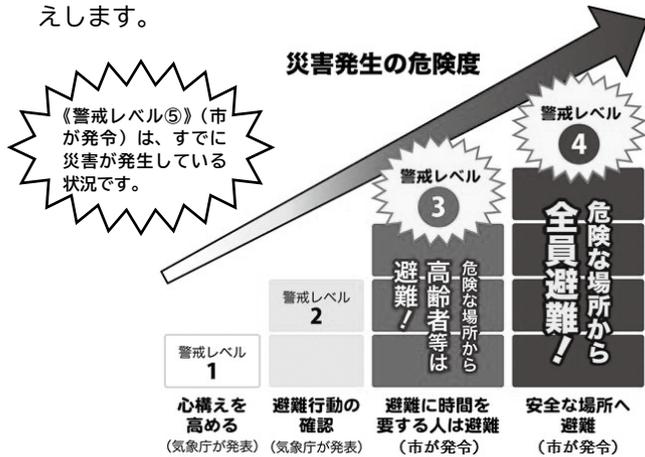
総務省 特別定額給付金コールセンター

☎0120-260020（フリーダイヤル 9時～20時）

Q6 避難するタイミングは、どの情報をもとに判断すれば、いいですか？

【A】《警戒レベル4》で危険な場所から全員避難が必要です。集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときは、5段階の警戒レベルを確認しましょう。

防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、災害発生の危険度と市民の皆さんが取るべき行動を5段階の警戒レベルを用いてお伝えします。



Q7 コロナ感染も怖いのですが、熱中症も不安です。どのようなことに気をつけたらいいですか？

【A】新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」が求められていますが、一方で、熱中症にも例年以上に気をつける必要があります。

十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にも心がけるようにしましょう。「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・室内の温度・湿度をこまめに確認
- ・冷房時に換気をするすると室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない

2 適宜、マスクをはずしましょう

- ・気温・湿度が高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、適宜、マスクをはずすようにしましょう
- ・マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避けましょう

3 こまめに水分補給をしましょう

- ・室内でも、外出時でも、のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう(1日あたり1.2リットルが目安)
- ・大量に汗をかいたときは塩分補給も忘れずに

Q8 地デジ広報は今後も観ることができますか？今後のコロナ情報はどうしたら手に入るのですか？

【A】7月以降も引き続き利用できます。なお、新型コロナウイルスに関する情報については、随時、広報ちとせや市ホームページ

Q5 外出を避け自宅に居る時間が長いのですが、地震などが起きたときは、どうしたらいいですか？

【A】新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されている状況においても、地震や大雨などによる自然災害が発生したときには、危険な場所にいる方は、すみやかに避難することが原則ですが、避難所は密集した環境下での集団生活となりますので、個々の感染症対策が重要になります。

避難所を開設するとき、可能な限り避難所施設内の衛生環境の確保に努めますが、避難者一人一人も基本的な感染症対策を行うことが必要です。

「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、災害時の対応を想定し、命や体を守るためには何が大切かを考え、日ごろの備えをお願いします。

【市民の皆さんにお願いしたいこと】

1 避難行動

台風・豪雨時に備えて、普段から千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ(防災ハンドブックなど)と一緒に「避難行動判断フロー」を確認しましょう。

・ハザードマップ



・判断フロー



2 避難者自身の感染防止

①避難所への到着時には体調を確認し、避難中も避難者自身が健康管理を行いましょう。

②お互いに一定程度の距離を保ちましょう。

③こまめに石けんで手を洗い、洗っていない手で目・鼻・口などを触らないようにしましょう。

④咳エチケットを心がけましょう。マスクのない方は、咳やくしゃみをするときにハンカチなどで口を押さえましょう。

⑤手で口を押さえて咳やくしゃみをした時は、すみやかに手を洗いましょう。

⑥避難者同士で協力し合い、定期的な窓開けなど換気をしましょう。

【詳細】危機管理課 防災・危機対策係

☎(24)0144 FAX(22)8852

4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体づくりをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で

※高齢者、子ども、障がいのある方は、熱中症になりやすいので特に注意し、周囲の方は3つの密(密集、密接、密閉)を避けつつ、目配り、声かけをするようにしましょう。

【詳細】健康づくり課 管理係

☎(24)0361 FAX(24)8418

ムページなどでもお知らせします。【使い方】①UHB(8ch)にチャンネルを合わせる。②リモコンのdボタンを押す。

【詳細】主幹(政策推進担当)

☎(24)3131 内線689 FAX(22)8852



第7期

人口構造の変化に加え、急速に進む情報化や国際化などわたしたちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

市は、これからの《まちづくり》の進むべき方向を示す羅針盤ともいえる《千歳市第7期総合計画》の策定を進めています。

2021 >>> 2030

まちの羅針盤 総合計画 を作っています



総合計画とは

総合計画は、千歳市が将来どのような《まち》をめざし、その実現のためにどのような取り組みを行うのかを示す、まちづくりの最上位計画です。

また、行政だけでなく、市民の皆さんに今後のまちづくりの方向性を示し、ともにまちづくりを進めるための羅針盤となるものです。

これまで市は、1963（昭和38）年の《総合建設計画》から、現在の《第6期総合計画》まで、6つの総合計画を策定しており、現在、2021（令和3）年度を始期とする《千歳市第7期総合計画》の策定を進めています。

総合計画の構成

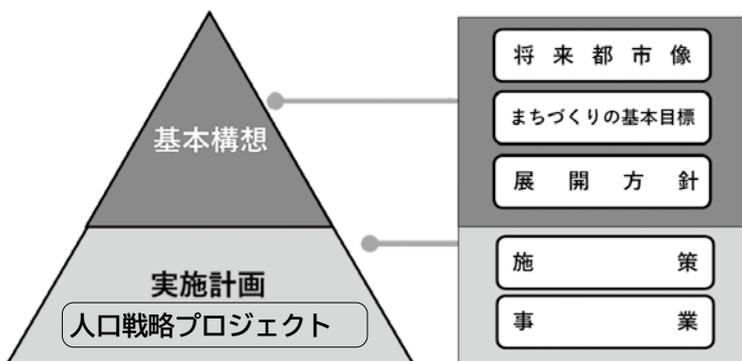
千歳市第7期総合計画は、《基本構想》と《実施計画》で構成します。

基本構想は、千歳を取り巻く社会動向や地域の現状と課題、市民の声などを踏まえ、めざすべき**将来都市像**や**まちづくりの基本目標**と、目標達成に向けた**施策展開**についての考え方や方向性を示しています。基本構想の期間は10年間とし、社会経済

情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

実施計画は、基本構想を実現するための**具体的な施策や事業**を示すもので、計画期間は3年間とし、毎年見直しを行います。

また、施策や事業のうち《人口増加》に特化したものを《人口戦略プロジェクト》と位置づけ、引き続き、人口増加に向けた取り組みを推進します。





基本構想の概要（原案）

基本理念

将来にわたり人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、次の時代を担う若い世代のさまざまな意見や、国際都市として多様な価値観を受け入れながら、空港とともに発展してきたまちの歴史や市民の誇りである支笏湖や豊富で澄んだ水が流れる千歳川・内別川など、変わることのない千歳らしさを保ちつつ、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちとしていくことを基本理念とします。

将来都市像

人をつなぐ 世界をつなぐ 空のまち ちとせ

人口の将来展望

転入超過数（転入者数－転出者数）の維持と出生数の段階的な回復をめざすことにより、2030（令和12）年における千歳市の「人口の将来展望」を10万人とします。

まちづくりの基本目標

分野ごとに7つの基本目標を定めています。

**あたたかさにつながりを
心で感じられるまち**
(保健・福祉・医療の分野)

豊かな自然を育み快適で住みよいまち
(環境の分野)

災害や危険から暮らしを守るまち
(防災・防犯・消防の分野)

**充実した学びと豊かな
文化・スポーツのまち**
(教育・文化・スポーツの分野)

地の利と資源を生かした産業のまち
(産業・観光の分野)

**暮らしやすく便利な
都市基盤があるまち**
(道路や上下水道など都市基盤の分野)

**多彩な市民とオール千歳で
挑戦するまち**
(市民協働・行財政運営の分野)

総合計画策定までのみちのり



千歳市まちづくり白書の作成

人口データや各種アンケート調査の結果などをもとに、各分野の現在の取組状況や今後の課題についてまとめた《千歳市まちづくり白書》を作成

まちづくりインタビューの実施

大学生や子育て世代などを対象に《まちづくりインタビュー》を実施



ちとせの木プロジェクトの実施

「10年後の千歳をこんなまちにしたい」をテーマに意見を募集



市議会における審議

《第7期総合計画調査特別委員会》を設置し、計画内容について審議



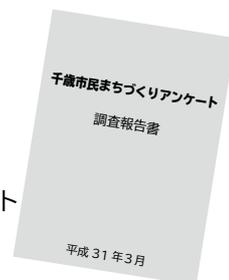
パブリックコメントの実施



2018

各種アンケート調査の実施

- ・市民まちづくりアンケート
- ・大学生等まちづくりアンケート
- ・中高生まちづくりアンケート
- ・まちづくり団体アンケート
- ・定住促進アンケート
- ・東京千歳会まちづくりアンケート



2019

都市経営会議（市民会議）からの提言

《市民がつくる計画》をめざし、24人の市民で構成する都市経営会議を設置。9か月間の議論を経て10月30日に「～人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向けて～」の副題を付した提言書を市長へ提出



庁内における計画策定作業

提言書や各種アンケート、まちづくりインタビュー、ちとせの木プロジェクトの結果などを踏まえた計画素案を作成

2020

いまはココ

総合計画審議会の審議

有識者で組織される審議会（条例にもとづく諮問機関）で審議し、10月ごろまでに取りまとめ市長に答申予定



2021

計画スタート

～皆さんの声がちとせの未来を創ります～

第7期総合計画の原案について、皆さんからの意見（パブリックコメント）を募集します

意見書のイメージ

総合計画に関する意見
千歳市長様

意見の内容

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |



原案、意見書はこちらから

【募集期間】 7月10日(金)から8月10日(月)祝まで

【公表場所】 市役所（本庁舎1階市政情報コーナー）、総合福祉センター、北ガス文化ホール、図書館、公民館、ミナクール、各コミセン、各支所市のホームページ

【提出方法】 各公表場所または市ホームページで入手した意見書（市指定用紙）に意見を記載し、次のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 原案公表場所にある意見箱に投函
- ② 郵送：〒066-8686 東雲町2丁目34 千歳市 企画部 企画課 宛
- ③ FAX：(22) 8852
- ④ メール：chokei@city.chitose.lg.jp

「パブリックコメント」とは？

パブリックコメントは、市民の皆さんの多様な意見を行政の意思決定に反映させるための市民参加手続のひとつです。市の重要な計画などの策定や改定に際して、事前にその案を公表し、広く市民の皆さんから意見を求め、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由や市の考え方を公表する手続です。

総合計画を「自分ごと」に考えてほしい

まちを知るチャンス

いろいろな意見ができましたよ。会議をすると、「いまはここがダメだ」と否定的な意見になることがありますが、会議では、「未来に向かってこうしたほうがいいのでは？」というような意見を出しあいました。

私は生まれも育ちも千歳ですが、会議を通じて知らないことがたくさんあることに気づき、千歳の魅力を再発見しました。千歳には、素晴らしい自然、文化、産業などがあります。総合計画の策定は、市民一人一人



都市経営会議 座長
Hashimoto Minehiro
橋本 峰宏 さん

パブリックコメントの実施にさきがけ、都市経営会議の座長を務めた橋本峰宏さんにお話を聞きました。

がまちの魅力を再発見するチャンスだと思います。

市民みんなが主役

総合計画は、市民生活に密接に関わる重要な計画だと思っています。自分が教育を受ける立場だったり、福祉を受ける立場だったりと考え、自分のこととして向き合う姿勢が大切だと思います。

市民みんながまちの課題を共有し、ともに取り組むべき指針となるような、わかりやすい計画になることを期待します。

現在の第6期総合計画や、第7期総合計画策定の基礎資料となる《まちづくりアンケート調査》などの結果は市ホームページからご覧いただけます。

企画部 企画課 主査（長期総合計画策定担当）
☎ (24) 3131（内線564） ☎ (22) 8852
✉ chokei@city.chitose.lg.jp

千歳市 総合計画

検索



市役所からのお知らせ

Information

水道料金・下水道使用料・個別排水処理施設使用料のお支払いにスマートフォンなどの電子決済（バーコード決済）が利用できます



6月検針分 7月支払分

次の電子決済（バーコード決済）アプリが使用できます。

水道局経営管理課 電話(24)33252
 主査(経営企画担当) 電話(22)8810
 水道局2階

▼スマートフォンなどの電子決済（バーコード決済）とは
 スマートフォンなどのモバイル端末を用いた電子決済で、電子決済取扱各社のアプリを使用して水道料金・下水道使用料等納入通知書に印刷されたバーコードを読み取ることで、あらかじめチャージされた残高や金融機関口座からお支払いできるサービスです。

▼金額は制限があります
 電子決済でのお支払い可能な金額は、1回の検針分の水道料金と下水道使用料などの合計金額（請求金額）が30万円未満です。
 ※LINE Payのみ、5万円未満の料金となります。
 バーコードが印字されていない納入通知書、支払金額が訂正された納入通知書、納付

期限が過ぎた納入通知書や汚れなどでバーコードが読み取れないときはお取り扱いできません。

▼電子決済での納付は、領収証書が発行されません
 領収証書が必要なときには、金融機関窓口またはコンビニエンスストア店舗などの窓口で現金でお支払いください。

▼対象の電子決済アプリをインストールする必要があります
 アプリのインストールやご利用にかかるデータ通信費は自己負担となります。
 ※パソコンやワイヤレスチャージャー（ガラケー）でのお支払いはできません。
 ※電子決済での支払方法は各社のホームページなどでご確認ください。

お願い

北海道・北東北の縄文遺跡群のアンケートにご協力を
 アンケート管理係 電話(24)4210
 FAX(21)9301
 埋蔵文化財センター

北海道では、関係自治体とともに、『北海道・北東北の縄文遺跡群』の2021年の世界遺産登録に向けた取り組みを進めています。遺跡を中核としたまちづくりや地域の活性化を見据えた今後の取り組みの参考とするため、ご意見をお聞かせください。

【詳細】北海道 環境生活部 文化局 文化振興課 縄文世界遺産推進室 電話(24)5168

アンケートはこちらから

納め忘れはありません
 かゝ市税の電話案内
 納税課 電話(24)0169
 納税係 FAX(23)6700
 第2庁舎 1階4

市は、《納税案内コールセン

電話は、直通電話、FAX番号です。
 内線表示があるとき、夜間、土日・祝日、12月28日～1月3日は、市役所の代表電話(24)3131におかけください。

振り込め詐欺などに注意しましょう
 電話での納税案内は、必ずオペレーターが「千歳市納税案内コールセンターの〇〇（名前）です」と名乗り、納付忘れの税目や期別、税額、納期限などをお知らせします。納付は、市が発行した納税通知書または納付書（再発行用）で納めていただきますので、電話案内の後に、直接集金に伺うことはありません。また、特定の金融機関名や口座番号を指定し、ATM（現金自動預払機）の操作や窓口での振り込みを指示するようなことは絶対にありません。不審な電話があったときなどは、納税課に連絡してください。

ター》を設置し、専任のオペレーター（電話交換手）が、期限を過ぎても納付の確認がとれない方に、電話で納税のお知らせをしています。

※コールセンターの運営は、民間会社に委託しています。

【対象税目】市道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税

【開設期間】7月1日～12月28日/平日の8時45分～17時15分

【詳細】納税案内コールセンター 電話(24)0021

**テレビ共同受信施設の
工事・調査にご協力を**
電気設備課 ☎(24)0135
共同受信施設係 FAX(22)8853
本庁舎3階33

市は、テレビ共同受信施設の老朽化にともない、更新工事や調査設計を行っております。工事期間中は、道路上での工事による騒音や振動などご迷惑をおかけすることがあります。

また、担当者が現地確認や工事のため、敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
【対象区域】春日町1～5丁目、大和1・2・4丁目、栄町1～4丁目、北栄1丁目
【期間】7月～令和3年3月

証明書コンビニ交付サービスを一時停止します
市民課 ☎(24)0264
市民係 FAX(49)2055
第2庁舎1階1

コンビニ交付システムのメンテナンスにより、7月23日から26日まで、住民票などの《証明書コンビニ交付サービス》を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
【サービス停止一覽】住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し



**市営・学校プールの開設
中止について**
スポーツ振興課 ☎(24)0855
スポーツ施設係 FAX(22)8851
本庁舎1階13

市営・学校プールは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の開設を中止します。
【対象施設】信濃、北陽、日の出、向陽台、北栄、東、末広の各小学校と駒里小中、北斗中、青葉市営プール(10か所)

**千歳霊園・末広霊園への
無料送迎バスを運行します**
市民生活課 生活環境係 (第2庁舎2階9)
☎(24)0261 FAX(27)3743
霊園の駐車場はお盆期間中大変混み合います。
※末広霊園の最寄り停留所は《清流6丁目》。
運行日 8月13日(木)

**青少年非行・被害防止
市民総ぐるみ運動**
青少年課 ☎(24)0862
青少年指導係 FAX(27)3743
第2庁舎2階10

7月1日から1か月間、内閣府主催《青少年の非行・被害防止全国強調月間》、法務省主催《第70回社会を明るくする運動》、北海道主催《青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間》が展開されます。

市は、《千歳市青少年非行・被害防止市民総ぐるみ運動》として実施します。
本運動の実施にあたり、内閣総理大臣のメッセージ伝達があります。



**マイナンバーの
《通知カード》が廃止**
市民環境部主幹 ☎(24)0127
個人番号カード担当 FAX(49)2055
第2庁舎1階1

今年の5月25日をもって、マイナンバーの《通知カード(紙のカード)》が廃止されました。
このため、通知カードの再交付や記載事項変更などの手続きはできません。

当面の間、氏名・住所などの記載事項が住民基本台帳と一致している場合に限り、マイナンバーを証明するものとして引き続き使用できます。
マイナンバーが記載された《住民票の写し》または《住民票記載事項証明書》でも代用できますが、この機会にマイナンバーカードを申請して

「市役所」⇄「千歳霊園」
(千歳駅前経由)

| 停留所名 | 第1便 | 第2便 |
|---------|---------|--------|
| 福祉センター前 | 発 8時15分 | 10時05分 |
| 市役所前 | 発 8時16分 | 10時06分 |
| 仲の橋通 | 発 8時18分 | 10時08分 |
| 千歳駅前 | 発 8時20分 | 10時10分 |
| 末広4丁目 | 発 8時22分 | 10時12分 |
| 花園7丁目 | 発 8時23分 | 10時13分 |
| 清流6丁目 | 発 8時25分 | 10時15分 |
| 千歳霊園 | 着 8時35分 | 10時25分 |
| | 発 9時35分 | 11時25分 |
| 清流6丁目 | 着 9時43分 | 11時33分 |
| 花園7丁目 | 着 9時45分 | 11時35分 |
| 末広4丁目 | 着 9時46分 | 11時36分 |
| 千歳駅前 | 着 9時49分 | 11時39分 |
| 仲の橋通 | 着 9時51分 | 11時41分 |
| 市役所前 | 着 9時53分 | 11時43分 |
| 福祉センター前 | 着 9時55分 | 11時45分 |

「北桜コミセン」⇄「千歳霊園」
(富丘コミセン経由)

| 停留所名 | 時刻 |
|--------|----------|
| 北桜コミセン | 発 9時00分 |
| 新富ほっとす | 発 9時05分 |
| 新富3丁目 | 発 9時06分 |
| 富丘コミセン | 発 9時08分 |
| 清流6丁目 | 発 9時12分 |
| 千歳霊園 | 着 9時22分 |
| | 発 10時35分 |
| 清流6丁目 | 着 10時43分 |
| 富丘コミセン | 着 10時47分 |
| 新富3丁目 | 着 10時48分 |
| 新富ほっとす | 着 10時52分 |
| 北桜コミセン | 着 10時57分 |

はいかがでしょうか。
▼マイナンバーカードの申請方法は?
交付申請書をお持ちの方は、郵送やオンライン申請が可能です。交付申請書が無い方は、書留で郵送します。

市役所の窓口で申請のお手伝いもしていますので、詳しくはお問い合わせください。
▼どのくらいで発行されますか?
申請から発行まで1、2か月かかります。交付の準備ができましたら、はがきでお知らせしますので、申請者本人が受け取りに来てください。

【8月・市営住宅入居者募集告知】広報ちとせ8月号 《市営住宅窓口センター ☎0800000(800)1945・FAX(40)8400》の入り口掲示板がホームページ(7月31日以降)をご覧ください。【市営住宅課】

福祉サービス利用券を
簡易書留で支給します

| | | |
|---------|-----------|----------|
| 高齢者支援課 | ☎(24)0295 | 第2庁舎 1階7 |
| 高年齢福祉係 | ☎(23)6700 | 第2庁舎 1階6 |
| 障がい者支援課 | ☎(24)0327 | |
| 障がい福祉係 | ☎(23)6700 | |

市の指定を受けたバス、タクシー・ハイヤー、公衆浴場、温泉、理容・美容、はり、きゅう、あんま、マッサージに利用できる福祉サービス利用券を支給します。本年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、市役所での対面による配布は行わず、簡易書留による郵送（再送はなし）での支給となります。

【対象者・枚数】下の表のとおり
※福祉サービス利用券は、1枚100円相当です。

【支給期間】8月上旬～中旬
【注意事項】市民税の申告などがないときは対象にならないことがあります。

※対象者が死亡、または市外に転居されたとき、本券は使用できません。

●お手元にある令和元年度福祉サービス利用券の有効期限は令和2年7月31日です。バス、銭湯などの回数券などの購入にも活用できますので、サービス券がまだ残っている方は、指定事業者に直接お問い合わせのうえ、お早めにご利用ください。

高齢の方（担当：高齢者支援課）

| | |
|--|------|
| ◎7月1日現在、市内に引き続き6か月以上住民登録があり、市民税が非課税の満75歳以上の方 | 100枚 |
|--|------|

障がいのある方（担当：障がい者支援課）

| | |
|---|------|
| ◎7月1日現在、市内に引き続き6か月以上住民登録があり、市民税が非課税で、次の①～⑤のいずれかにあてはまる方（①～④は障害者手帳をお持ちの方） | |
| ①身体障害者手帳1～2級の方、または療育手帳A判定の方 | 200枚 |
| ②人工透析を受けている方のうち、身体障害者手帳をお持ちの方 | |
| ③身体障害者手帳または療育手帳をお持ちで、①か②に該当しない方 | 100枚 |
| ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 | |
| ⑤人工透析を受けている方のうち、身体障害者手帳をお持ちでない方 | |

夏の交通安全運動
(7月13日～22日)

| | | |
|----------|-----------|----------|
| 市民生活課 | ☎(24)0263 | 第2庁舎 2階9 |
| 防犯・交通安全係 | ☎(27)3743 | |

交通ルールを確認し、思いやりのある交通マナーに努めましょう。13日は《飲酒運転根絶の日》です。飲酒運転をなくすためには、市民一人一人の《飲酒運転をしない、させない、許さない》という強い気持ちを持つことが大切です。市民全体で飲酒運転を根絶しましょう。

はかり定期検査を
実施します

| | | |
|-------|-----------|----------|
| 市民生活課 | ☎(24)0183 | 第2庁舎 2階9 |
| 市民生活係 | ☎(27)3743 | |

取引や証明上の計量を行うときは、《検定証印》など（※1）が付されたはかりを使用することが法律で定められています。

また、2年に1度、北海道が実施する、はかりの定期検査を受けることが義務づけられています（※2）。



定期検査に合格したはかりに付付けられる《定期検査済証印》

※1 検定年月 '20年1月 北海道

【検査日程】8月18日～21日

【検査場所】北新コミセン

※前回（平成30年8月）、定期検査を受けている事業所に、《事前調査票》を送付しています。今回、初めて定期検査を受検する方は、ご連絡ください。

※前回の定期検査後にはかりを新規に購入または修理をしたときは、定期検査が免除される可能性があります。免除に該当するときは、免除シールを貼付しますので、ご連絡ください。

制度

国民年金保険料を納めることが困難なときは

| | | |
|-----|-----------|----------|
| 市民課 | ☎(24)0267 | 第2庁舎 1階1 |
| 年金係 | ☎(49)2055 | |

経済的な理由などで国民年金保険料（月額1万6540円）を納めることが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される制度があります。

【対象となる所得基準】本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が下表の計算式で算出した所得基準の範囲内（失業による特例制度あり）

【免除時の納付額】令和2年度は、下表のとおり
※免除の承認を受けても全額免除以外の方は、減額された保険料の納付をしなければ未納扱いになり、将来の老齢基礎年金の額に反映されないほか、障がいや死亡など不慮の事態が生じても年金を受給できないことがあります。

【期間】令和2年7月分～令和3年6月分

【申請に必要なもの】年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、印鑑、雇用保険受給資格者証または雇用保

| | 免除の対象となる所得基準 | 1か月の納付額 | 年金額への反映割合 |
|------------------|-------------------------------|---------|-----------|
| 全額免除 | (扶養親族等の人数+1) × 35万円 + 22万円 | 0円 | 1/2 |
| 1/4納付 (3/4免除) | 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など | 4,140円 | 5/8 |
| 半額納付 (半額免除) | 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など | 8,270円 | 6/8 |
| 3/4納付 (1/4免除) | 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など | 12,410円 | 7/8 |

※年金額への反映割合は、定額の保険料を納付したときを1とする。

除被保険者離職票（本人、配偶者、世帯主の方が平成30年12月31日以降に離職しているとき）
●そのほかの免除制度
50歳未満の方は、《納付猶予制度》、学生の方は《学生納付特例制度》、出産の際は《産前産後期間の免除制度》があります（いずれも申請が必要）。
【臨時特例措置】令和2年5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難となったときの臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続で免除申請が可能です。

低所得者に対する介護保険料(令和2年度)の減免

高齢者支援課 電話(24)0297
介護保険係 FAX(23)6700
第2庁舎1階7

【対象】 介護保険料が第2段階から第5段階の方で次の条件すべてにあてはまる方

▼①世帯全員の前年の年間収入合計額(※)が「単身世帯」で100万円以下、「2人世帯」で150万円以下、「3人世帯」で200万円以下、「4人世帯」で250万円以下、「以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算」

▼②扶養義務者の税や医療費の扶養を受けていない

▼③世帯全員の現金、預貯金、国債・地方債の合計が350万円以下

▼④世帯全員が証券や株式などを保有していない

▼⑤世帯全員が、自己居住用以外に不動産(農地を除く)を所有していない

【申請方法】 申請書(指定用紙)、介護保険被保険者証が納付通知書、平成31年分の収入合計額を明らかにする書類、健康保険証、印鑑、預貯金通帳(写し可)、そのほか対象者の①、⑤を証明する書類を持参

【減免額】 第1段階の保険料相当額まで減額(右下の表参照)

※年間収入とは、《勤労、農業、事業(自営)、恩給・年金・失業給付、父母や子・兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送りまたは贈与》などの収入です。

■ 千歳市の介護保険の段階と年額保険料

| 段階 | 対象者 | 年額保険料 |
|----|---|---------|
| 1 | 生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 17,640円 |
| 2 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 29,400円 |
| 3 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 | 41,160円 |
| 4 | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいて、公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 52,920円 |
| 5 | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいて、公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 58,800円 |
| 6 | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方 | 70,560円 |
| 7 | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 76,440円 |
| 8 | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 88,200円 |
| 9 | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が300万円以上の方 | 99,960円 |

介護予防活動実施団体の事業経費の一部補助制度

高齢者支援課 電話(24)0896
地域支援係 FAX(23)6700
第2庁舎1階7

市は、地域で介護予防のためにスポーツや花壇整備などの活動をしている、会員10人以上の高齢者の任意団体(老人クラブ、町内会などは除く)に、事業経費の一部を補助しています。

補助申請に関する説明会などは実施しておりません。詳細は電話でお問い合わせください。

【申請期間】 7月13日～17日
平日8時45分～17時15分/要
電話予約

保健福祉オンブズマンの運用状況を公表します

福祉課 電話(24)0292
総務係 FAX(27)3743
第2庁舎2階8

《保健福祉オンブズマン》は、保健福祉サービスの苦情解決を任務とする第三者機関です。市やオンブズマン調査に協力することに同意している民間事業者が提供する保健福祉サービス(医療を除く)の内容や、サービスを受けられなかった理由などについて苦情の申し立てができます。令和元年度の運用状況は次のとおりです。

【苦情・相談件数】 0件

※報告書は、市ホームページに掲載しています。



ちとせの介護保険 保健福祉サービスガイド

高齢者支援課 電話(24)0295
高齢福祉係 FAX(23)6700
第2庁舎1階7

介護保険サービスなどを有効に活用できるよう、「ちとせの介護保険保健福祉サービスガイド」(令和2年6月1日改訂版)を作成しました。高齢者支援課で配布しているほか、市ホームページでもご覧になれます。



市ホームページ



スクールカウンセラーによる教育相談

青少年課 電話(24)0859
生徒指導係 FAX(27)3743
第2庁舎2階10

いじめや不登校など、心の悩みをご相談ください。義務教育における児童生徒・保護者の心の悩みに、スクールカウンセラーが、専門的な立場で助言・援助を行います。

【とき】 7月27日、8月3日、18日、9月3日、28日/9時～16時

【場所】 市役所第2庁舎2階 相談室6(前日までの予約制)

人権困りごと相談所を開設します

市民生活課 電話(24)0183
市民生活係 FAX(27)3743
第2庁舎2階9

人権擁護委員が、職場や近隣の人間関係、DV、セクハラ、ストーカー、差別やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、相続問題などの相談に応じます。(無料、秘密厳守、予約不要)

【予約】 8月8日(土)13時～16時

【場所】 総合福祉センター3階

7月は、固定資産税・都市計画税の第2期の納付月です。市税納付夜間相談は5月、12月、3月の年3回の実施となります。納税課 電話(24)0169 FAX(23)6700



廃棄物対策課 資源循環推進係
☎(23)2110 FAX(23)2492

7月1日
から

プラスチック製買物袋の有料化が始まりました

令和2年7月1日から全国すべての小売店を対象に、プラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化がはじまりました。広く普及している便利なプラスチックと賢く付き合うため、繰り返し使える《マイバッグ》や《マイバスケツト》などを持参して、一人一人ができるごみの削減に取り組みましょう。詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。



《野焼きはやめましょう》

庭先などで安易に庭木やごみなどを焼却していませんか。付近住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますのでやめましょう。法律では、風俗慣習上または宗教上の行事を行うものなど、やむを得ないときを除き、廃棄物を焼却してはならないと、定められています。法律に違反すると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金となりますので、ご注意ください。



《会計年度任用職員》とは、1会計年度内(4月1日～3月31日)で勤務する非常勤の地方公務員です。
【申込】申込書(市指定用紙)を持参または郵送
※郵送のときは簡易書留で同日必着。申込書類は、申込先の窓口か市ホームページで入手可。

会計年度任用職員を募集します



| 職種/人数 勤務内容 | 勤務場所 | 勤務時間 | 報酬 | 詳細・申込先 |
|---|----------|--------------------------------|------------------------------|--|
| | | | 任用期間 | |
| ①保健師/1人 乳幼児健診の保健指導、育児相談業務など | 総合保健センター | 平日8時45分～17時15分の間で指定する時間(週35時間) | 月額148,761円～162,219円 ※通勤費別 | 〒066-8686 東雲町2丁目34千歳市 保健福祉部 母子保健課 母子保健係(総合保健センター) ☎(24)0771 FAX(24)8418 8月7日(金)までに、必要書類を提出 ※面接あり(日程は後日連絡) |
| | | | 令和2年9月25日～令和3年1月14日(再任用あり) | |
| ②保健師か助産師/1人 乳幼児健診の保健指導、育児相談業務など | 総合保健センター | 平日8時45分～17時15分の間で指定する時間(月6～8日) | 時給 保健師1,158円 助産師1,228円 | 〒066-8686 東雲町2丁目34千歳市 保健福祉部 母子保健課 母子支援係(総合保健センター) ☎(24)0133 FAX(24)8418 8月7日(金)までに、必要書類を提出 ※面接あり(日程は後日連絡) |
| | | | 令和2年9月28日～令和3年3月31日(再任用あり) | |
| ③保健師(家庭訪問)/1人 健康増進、自殺予防対策などの実施 | 総合保健センター | 年43日(月3～4日) | 月額8,980円～9,695円 | 〒066-8686 東雲町2丁目34千歳市 保健福祉部 健康づくり課 健康企画係(総合保健センター) ☎(24)0768 FAX(24)8418 7月27日(月)までに、必要書類を提出 ※面接あり(日程は後日連絡) |
| | | | 令和2年8月1日～令和3年3月31日(再任用あり) | |
| ④精神保健福祉士/1人 自殺予防対策に関する相談、普及啓発事業などの実施 | 総合保健センター | 年43日(月3～4日) | 月額8,295円～9,110円 | ※面接あり(日程は後日連絡) |
| | | | 令和2年8月1日～令和3年3月31日(再任用あり) | |

国保医療課
国保給付係 ☎(24)0274
☎(23)6700
【第2庁舎1階2】

7月は、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料【第2期】の納付月です

長期不在などで保険証を受け取れない方は、ご連絡ください。
※別に通知のある方は、国保医療課で更新手続きが必要です。

新しい国民健康保険証を郵送します
お手元にある《千歳市国民健康保険被保険者証》の有効期限は、7月31日です。
新しい保険証(1人1枚のカード)は、7月末までに、確実にお手元に届くよう、簡易書留郵便で住民登録のある住所に送付します。

からだを守ろう！ 今できること【第3回】

《フレイル》を予防しましょう

高齢者支援課 地域支援係 ☎(24) 0896 FAX (23) 6700 第2庁舎1階7

《フレイル》とは、加齢により心身が老い衰えた状態のことで、自宅で過ごす時間が長くなるとときには注意が必要です。《フレイル》は、早期に対策を行うことで健康な状態に戻る可能性があります。今回は、フレイルのチェックでも自身で筋肉量を測れる《指輪っかテスト》を紹介します。

指輪っかテスト 参考：国立長寿医療研究センター「介護予防ガイド」

- ①両手の親指と人差し指で輪をつくります。
- ②利き足ではない方のふくらはぎの一番太い部分を、力を入れずに軽く囲んでみます。



囲めない ちょうど囲める 隙間ができる

多 筋肉量 少

隙間ができる方は要注意！

筋肉量が減り、筋力が低下している恐れがあります。早めに自身で気づき生活を見直す必要があります。詳細については、千歳市介護予防センター ☎(23)0012 にご相談ください。

運動だけでなく、筋肉に必要な食事も大切です

運動を続けて、筋肉をつけることは重要ですが、筋肉のもとになる食事を考えることも同じくらい重要です。高齢の方は、たんぱく質を多く取る必要がありますが、食べる量が少なくなる傾向があります。肉類、卵、牛乳・乳製品、魚介類など動物性たんぱく質を、1日3食に取り入れるよう意識しましょう。

※内科疾患などがある方や服薬をしている方は、お薬との飲み合わせの関係などで、好ましくない食材があります。あらかじめ、かかりつけ医にご相談ください。

第7回

〇〇町内会 活動サポーター大募集

活動サポーターとは、「てきとよく食にでるごだけ」町内会活動や運営をお手伝いいただく仕組みです。

そのため、無償で家事や仕事の合間に参加いただけます。

子どもから高齢者まで幅広い年齢の方の安心で快活に、そして楽しく暮らせるために、環境美化（花壇整備や清掃）や子ども向け行事をはじめとする町内会活動へのご協力をお願いします。

●活動サポーターの活動内容（例）

| | | |
|---|---|-----------------------------|
| 行事運営のお手伝い | 行事準備のお手伝い | 情報発信のお手伝い |
| 清掃や花壇整備 高齢者の出迎 ラジオ体操の運営 子ども向け行事等 | 会議資料の作成 商品調達・買出し 会場設置 参加者の取りまとめ等 | チラシの作成 ツイッターなどSNSでの情報発信等 |

※上記は一例です。それぞれのライフスタイルや得意なこと、できることに合わせて活動いただけます。

サポーター制度の立ち上げミーティングを開催します

〇〇年度に実施した町内会アンケートで「役員は難しいがお手伝いならできると」お答えいただいたみなさまをお招きいたします。サポーター制度について、仕組みやお手伝い内容などを一緒に考えましょう！

日時 20xx年 0/00(●)00時～00時（予定）

場所 〇〇町内会館（〇〇町〇丁目〇〇）

内容 ●サポーター制度の仕組みや活動内容について意見交換
●次年度の活動のどのようなお手伝いができそうか など

【お問合せ・申込】〇〇町内会事務局 ☎ TEL.00-0000（申込は20:00までお問い合わせいただけます）

各町内会に配布しているヒント集の3ページでは町内会・自治会の活動に《サポーター制度》を活用する取組について触れています。サポーター制度は、日ごろ町内会活動を担う役員とは別に、町内会活動のお手伝いをしてくれる住民を登録し、無理のない範囲で行事の運営などを手伝ってもらう仕組みです。現役世代などが、《気軽に》《無理なく》町内会活動に参加できるため、町内会活動に携わるきっかけとして取り入れる町内会・自治会が増えていきます。サポーターに活躍

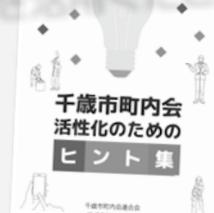
してもらうためには、募集のチラシを若い世代にも目を引くようデザインすることや、サポーターの暮らしや興味のあることを優先し負担にならないよう配慮すること、企画段階から参加してもらうことで楽しみながら携わるようにすることなどがポイントです。ヒント集では、サポーター制度を利用している町内会の事例も掲載されていますので、ぜひ活用ください。

サポーター募集チラシ例

《町内会ホームページ》
<https://chitose-choren.jp/>



町内会活動ヒント集を活用ください



【対象】や【申込】の表記のないものは自由参加です。

遊びに来てね

つたえて
ほめて
しかる

子育てスキルアップ講座

子どものコミュニケーション術

【実施団体】子育て応援クラブ
【対象】市内居住の就学前の子の保護者
【とき】8/18(火)/10:00-11:00
【ところ】せいりゅう児童館
【受講料】無料 【定員】10人(申込順)
【託児】あり/申込時に申出/就学前の子5人程度 【申込】7/20(日)9:00～

子育て臨床心理士の カウンセリング

8/8,9/11,10/9 :ちとせっこセンター
8/28,9/25 :げんきっこセンター

【対象】市内居住の18歳未満の子の保護者
【定員】各日5人まで(1人1時間)
【申込】相談日の前日までの予約制
【託児】あり/申込時に申出/就学前の子

こども家庭課
☎(24)0935
☎(23)6700

ちとせっこセンター、
げんきっこセンター、
アリス子育て支援センター、
各児童館を、開館しています。



《子育て支援センター》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、ご利用は千歳市民のみ、予約制とし、利用人数を制限しています。来館予約については、各施設で電話で受け付けます。詳細は、ちとせっこ・げんきっこセンターのブログ、アリス子育て支援センターのホームページをご覧ください。

電話や子育てコンシェルジュのメール相談のほか、来館での相談も受け付けています。事前に電話でお申し込みください。



●子育てコンシェルジュ
メール相談



●ちとせっこ・げんきっこ
センターブログ



●アリス子育て支援センター
ホームページ

《児童館》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、土曜日はお休み、平日9:30～12:00の開館です。予約は不要ですが、人数が多い場合は利用できないことがあります。お問い合わせは各児童館へ。

ひので児童館 (☎24-3163) しなの児童館 (☎22-2977)
ほくおう児童館 (☎42-3743) しゅくばい児童館 (☎27-3126)
せいりゅう児童館 (☎22-2560) いずみさわ児童館 (☎28-6110)
ほくよう児童館 (☎26-6789) あんじゅ児童館 (☎23-8015)

アスタ

勇舞1丁目1-1
☎(24)8341・☎(24)7021 (10:00-15:00)

8/7,9/18 10:00-11:00

「はじめてママ講座2回コース」
/1回目「わらべうたベビーマッサージ&絵本の選び方」/
2回目「離乳食講座」
【対象】第1子(生後10か月まで)と保護者
【定員】5組(抽選)
【持ち物】バスタオル、飲み物
【申込】7/27, 28 12:00～15:00

8/28 10:00-11:00

夏だ!燃やせ体脂肪講座/プロの講師と一緒に気持ちの良い汗を流しましょう。/講師 宮本 昌子氏(健康運動指導士)
【対象】就学前の子の保護者
【定員】12人(申込順) ※託児あり(8人まで)
【持ち物】上靴
【申込】8/3、4

◆重要なお知らせ◆

※新型コロナウイルス感染症の状況によって予定が変わることがあります。ご不明な点は各センターにお問い合わせください。

8/27 13:30-14:40

離乳食講座/栄養士が離乳食の進め方をお話しします。
【対象】内容に興味のある方、妊娠中の方
【定員】10人(申込順)
【申込】7/20、21

9/3 10:00-11:00

はじめての和食講座～冷蔵庫に入っていて安心!教えて保存食/和食の魅力について、冷蔵庫で保存できる一品料理の作り方などについて学びましょう。/講師 井上 理恵氏
【対象】就学前の子の保護者
【定員】8人(申込順) ※託児はありません。お子さんと一緒に参加となります。
【申込】8/6、7

げんきセンター

新富1丁目2-14
☎・FAX (26)2070 (9:00-17:30)

8/18 10:30-11:15

赤ちゃんから始めるむし歯予防講座/赤ちゃんのむし歯予防について、歯科衛生士がお話します。
【対象】11か月までの子の保護者
【定員】10人(申込順) ※託児はありません。お子さんと一緒に参加となります。
【申込】7/27、28

8/20 10:00-11:00

やさしいハーブブーケ講座～優しい香りに包まれて/簡単なハーブブーケ作りとハーブの効用を学びましょう。/講師 藤井 純子氏(ポタジェ・アドバイザー)
【対象】就学前の子の保護者
【定員】8人(申込順) ※託児あり。【申込】7/15、16
※アレルギーをお持ちの方はお気をつけください。

ちとせセンター

花園4丁目3-1
☎・FAX (40)1717 (9:00-17:30)

8/19 10:30-11:30

企業連携ぶちゼミ 子育て中の身体チェック/日常生活での負担のかからない身体の使い方についてお話と身体チェック/提供:よねだ整骨院
【対象】就学前の子の保護者
【定員】12組(申込順)
【申込】7/27(日)～
【持ち物】フェイスタオル1枚





市民後見人養成講座 事前説明会

市民後見人養成講座開催にあたり成年後見制度や市民後見人についての事前説明会(参加が受講の必須条件)／講座は9月16日から10月14日までの各水曜日
対象 市内に居住している25歳以上75歳未満の方／原則、市民後見人養成講座のすべての課程を受講できる見込みのある方 ※このほか、受講要件がありますのでご確認ください。

とき 8月5日(水)／13時30分～14時30分
ところ 千歳市社会福祉協議会

料 無料 **定員** 10人 **申込** 7月29日(水)まで／**電話**か**メール**で申し込み
※受講申込書は**HP**から入手可。

問合せ 千歳市成年後見支援センター
(千歳市社会福祉協議会内)
電話 (27) 2527 **ファクシムル** (27) 2528

夏休み親子工作教室

親子で《工作家具》を作ってみませんか？

対象 おおむね小学3～6年生と保護者
とき 7月25日(土)／10時～15時

料 子ども1人につき1,500円／申込時納入 **定員** 15組(申込順)

申込 7月24日(金)⑧まで／9時～17時／電話連絡のうえ保護者が来校し、申し込み **持ち物** 昼食

問合せ 千歳市技能士会(千歳地方職業訓練協会内) **電話** **ファクシムル** (22) 2969

市民病院の市民健康講座 開催中止

7月の市民健康講座は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止します。

問合せ 市民病院地域医療連携課

電話 (24) 3000 **ファクシムル** 8138 **メール** (24) 3030

募集

WANTED

花と緑の絵コンクール作品募集

募集内容 花と緑と水を題材とした写生画／1人1点まで／サイズは画用紙四つ切／水彩絵の具やクレヨンなどの画材は問いません／応募テーマは、「自宅のお花や花壇」「学校や公園などの花壇」「街を彩る花や緑や水の風景」などの写生画

対象 市内の小学校に通学する4年生～6年生 **申込** 10月14日(水)まで／小学校を通じて応募

問合せ ちとせ環境と緑の財団
電話 (22) 1117 **ファクシムル** (22) 1118

英語暗唱コンテスト開催中止

10月17日(土)に予定していた英語暗唱コンテストは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止します。

問合せ 市生涯学習課

電話 (24) 0848 **ファクシムル** (27) 3743

メール shogaigakushu@city.chitose.lg.jp

写真整理相談会

一人一人に合わせた写真整理方法を紹介します。

とき ① 7月18日(土)／13時30分～16時30分の間で30分間、② 7月21日(火)／10時～14時の間で30分間

ところ 東雲会館 **料** 500円

申込 前日までに**電話**かショートメールで申し込み **持ち物** 筆記用具、飲み物
※対面が不安なときは、テレビ電話などでも対応可能です。

問合せ 写真整理とアルバムカフェの会
電話 080(6795)9994

公共職業訓練パソコン経理科

ワープロ・表計算技士・日商簿記・データベース(各3級)、プレゼンテーション(2級)、接遇基本作業

対象 一般求職者(公共職業安定所長の受講指示・受講推薦が受けられる方)

とき 8月17日～11月16日／9時～16時／**土****日****祝**を除く

ところ 千歳職業技術専門学校

料 無料(テキスト、検定料別途)

定員 15人／7月27日(土)に選考のための筆記試験(国語・数学)、面接を実施

問合せ 千歳公共職業安定所(ハローワーク千歳) **電話** (24) 2177 **ファクシムル** (24) 2178

ファミリー・サポート・センター 保育サービス講習会

ファミリー・サポート・センターの会員として自宅などで保育サービス活動を行いたいと考えている方の養成講座(10講座22時間)

対象 市内に居住する20歳以上の方

とき 8月19、20、21、26、27、28日／10時～15時(最終日は12時まで)

ところ 千歳市社会福祉協議会 2階会議室ほか **料** 無料 **定員** 10人(申込順) **託児** 5人(申込順)／1歳～就園前の子 **申込** 8月14日(金)まで

問合せ 千歳市ファミリー・サポート・センター **電話** (22) 8522

新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載内容が変更になることがあります。最新情報は各種団体のホームページか電話などでご確認ください。

お知らせ INFORMATION

ご存じですか 苦情審査委員制度

北海道の業務や制度の内容を審査する制度が、《北海道苦情審査委員制度》です。ご自身の利害にかかわる苦情であれば、苦情審査委員に申し立てができます。皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、関係機関に対し、必要な調査などを行います。

北海道総合政策部知事室道政相談センター(札幌市中央区北3西6)
電話 011(204)5523 **ファクシムル** 011(241)8181
メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

日本政策金融公庫 1日相談会

事業経営や創業相談など(事前予約制)

とき 7月15日、8月17日、9月15日／11時～15時／毎月15日(土)⑧⑨のときは翌営業日)開催 **料** 無料 **持ち物** 決算書2期分(創業相談は不要)ほか

問合せ 千歳商工会議所
電話 (23) 2175 **ファクシムル** (22) 2122

見る/学ぶ LEARNING



サケのふるさと
千歳水族館

夏季企画展 《気分はお祭り金魚展》

とき 7月18日～8月23日

飼育係ちょこっと体験

とき 7月26日(日)／①11時30分～12時、②13時30分～14時

ところ サケのふるさと千歳水族館

料 400円(入館料別途必要)

定員 各回2組(申込順)

申込 7月13日9時～25日17時／**HP**で申し込み

メルマガ登録募集

ドキドキわくわく千歳水族館の情報をゲット!!



問合せ サケのふるさと千歳水族館

電話 (42) 3001 **ファクシムル** (42) 2310

HP <https://chitose-aq.jp/>

¥ 参加料・入場料 ① 詳細、申込先、会場 ☎ 電話番号 FAX ファックス番号 E メールアドレス HP ホームページアドレス 市 市の組織・施設

町内会連合会主催 パークゴルフ大会の中止について

9月4日①に開催を予定していたパークゴルフ大会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、開催を中止します。

① 市 市民生活課
☎ (24) 0183 FAX (27) 3743

図書館ガイド

《夏のおすすめ本》を展示しています
① とき 8月26日①まで
① 市 図書館 ☎ (26) 2131 FAX (26) 2133

市民文化賞・奨励賞 スポーツ賞・奨励賞

7月1日に表彰式を行います
候補者
推薦
募集!

文化活動
個人・団体

▼《千歳市民文化賞》
対象 おもに市内で20年以上活動し、市の文化(芸術・科学・教育など)、文化財の普及振興に寄与・貢献した個人・団体
▼《千歳市民文化奨励賞》
対象 国際・全国的な大会などに出場・出品し、顕著な成績を収めた、約10年以上居住歴がある個人・おもに市内で活動する団体

スポーツ活動
個人・団体

▼《千歳市スポーツ賞》
対象 おもに市内で20年以上活動し、スポーツの発展に寄与し、その功績が特に顕著な個人・団体
▼《千歳市スポーツ奨励賞》
対象 スポーツの分野で奨励するにふさわしい成績を収めた、約10年以上居住歴がある個人・おもに市内で活動する団体

募集期間 **7/31** ① まで
① 申込 推薦書(市指定用紙)を提出

① 詳 申
[文化] 市 生涯学習課
☎ (24) 0848 FAX (27) 3743

[スポーツ] 市 スポーツ振興課
☎ (24) 0855 FAX (22) 8851

イベント EVENT

みんなの椅子イベントについて

広報ちとせ4月号で出店募集の案内を掲載していた《ちとせカーニバル》(11月1日開催予定)は、中止します。
① 市 みんなの椅子 岩本 ☎ 090(2818)8253

文化/スポーツ CULTURE/SPORT

温水プールからのお知らせ

半額開放日/市内外の方どなたでも、一回券購入の方に限り、半額で利用いただけます。(プリペイドカードでの購入可)
① とき 7月19日①

① 市 温水プール
☎ (49) 7001 FAX (49) 7003

ゲートボール体験教室

① とき 7月21日①/9時~12時
① ところ ふれあいセンター ¥ 無料
① 持ち物 上靴、飲み物、マスク着用
① 市 千歳ゲートボール協会 小池
☎ (24) 4662

つばさ公園パークゴルフ場 早朝開放

① とき 8月31日①まで/7時~(通常営業時間は8時~)/毎週①は定休日/天候などの状況で閉鎖することがあります。
① ¥ 市内一般300円、市内65歳以上150円、市外600円/定期券利用可
① 市 千歳市環境整備事業協同組合
☎ (24) 1366 FAX (27) 2861

夏休みパークゴルフ 小・中学生無料イベント

① とき 8月8日~17日まで
① ところ つばさ、アンカレジパーク、遺跡、勇舞すこやか、指宿公園の各パークゴルフ場
① ¥ 小・中学生の利用料・クラブ・ボールレンタル料無料/同伴者2人まで無料
① 市 千歳市環境整備事業協同組合
☎ (24) 1366 FAX (27) 2861

北海道警察官採用試験

① 対象 昭和63年4月2日~平成15年4月1日生まれの方/[A区分]学校教育法による大学(短大除く)などを卒業した方(令和3年3月末日までに卒業見込みの方を含む)
※高度専門士の称号を取得または令和3年3月末日までに取得見込みの方を含む。/[B区分]A区分以外の方
① 採用人数 [A区分]男性160人程度、女性50人程度/[B区分]男性155人程度、女性55人程度
① とき [1次試験]9月21日①/[2次試験]10月下旬~11月中旬
① ところ [1次試験]市内を含む道内22会場と道外3会場から選択可能/[2次試験]道内5会場
① 採用 令和3年4月1日以降
① 申込 8月21日①まで
① 市 札幌方面千歳警察署
☎ FAX(42)0110

海上保安学校学生採用試験

① 対象 令和2年4月1日現在、高等学校などを卒業した日の翌日から起算し12年を経過していない方/令和3年3月までに高等学校などを卒業する見込みの方
① とき [1次試験]9月27日①
① ところ 札幌、函館、小樽、旭川、釧路
① 受付 7月21日~30日(インターネット受付)/HPで事前に詳細確認
① 市 第一管区海上保安本部千歳航空基地 ☎ (23) 9118 FAX (45) 2020
① HP <https://www.kaiho.mlit.go.jp>

農作業をしませんか

① 植付・除草・収穫などの作業(登録制)
① 対象 健康で体力に自信があり、自家用車での通勤が可能の方
① とき 8時~17時
① ところ 市内、近隣市町村の農地
① 市 人材雇用確保事業千歳地区運営協議会(JA道央千歳営農センター内)
☎ (23) 5600 FAX (27) 2002

市 消費生活センター
千歳市 消費生活センター
市民生活課
☎ (24) 0193 FAX (27) 3743
第2庁舎 2階 9時~17時(金)
ちとせの暮らし

「クレジットカードを使っていないのに請求が来た」という相談が確認されています。不正利用の手口はさまざまですが、カードを手元に置いていても、特殊な装置を使って情報が抜き出されていることもあります。

また、第三者が悪用した場合の損害に対しては、一定の補償がありますが、本人に過失がある場合には、補償が受けられないことがあります。

不正利用されていないか、クレジットカードの明細書を毎月確認し、不正利用があったらすぐにクレジットカード会社に連絡しましょう。

困ったときは千歳市消費生活センターへご相談ください。

くらしのアドバイス
クレジットカードの不正利用にご注意!



MONTHLY PHOTO

マンスリーフォト

GRAPH らぶ

6/1 今年サイズ大きめ
支笏湖チップ（ヒメマス）解禁



釣果に喜ぶ寺島さん（支笏湖温泉在住）

まちのできごと・マンスリーでお知らせします。

支笏湖チップ（ヒメマス）漁が解禁されました。解禁時刻の6月1日午前3時には、暗闇の湖にライトを照らした156隻ものボートがいっせいに繰り出しました。初日は天候にも恵まれ絶好の釣り日和。毎年、この日を楽しみにしているという支笏湖温泉在住の寺島健三さんは、「今年サイズが大きく、出だしは好調です」と笑みをこぼしました。支笏湖温泉地区の旅館や店舗では、新鮮なヒメマスの刺身や寿司が食べられるほか持ち帰り用の弁当なども購入できます。



6/10 支笏湖チップのブランド化推進へ
ヒメマス稚魚を放流



ヒメマスのふ化増殖事業に取り組む支笏湖漁業協同組合は、ヒメマス稚魚18万5千匹の放流作業を行いました。昨年10月に人工授精し1月にふ化した稚魚は、体長5センチほどに成長し放流日を迎えました。湖に面するふ化場から放流地点までは約1km。酸欠にならないようにバケツの中をかき混ぜながら素早く運ばれた稚魚は、漁協職員らの手で湖に放流されると、元気に水中に潜っていきました。

6/1 令和2年国勢調査に向け
国勢調査実施本部を設置



市は、令和2年国勢調査の実施にあたり、市役所本庁舎に実施本部を設置しました。同日に看板の掲揚が行われ、本部長に横田副市長（写真右）が就任しました。国勢調査は、10月1日を基準日として全国いっせいに実施されます。市内の調査員は市職員と民間調査員の約380人を予定しており、9月中旬ごろから調査員がご自宅を訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

「備えあればうれいなし？」 No. 232



6/18 6月15日～19日 食育月間パネル展を開催
6月は食育月間



市は、「生涯にわたり健全な心身を培う食育の実践の環(わ)を広げよう～おいしい!たのしい!大好きとせ～」を基本理念とした食育推進計画にもとづき食育を推進しています。パネル展では市内認定こども園などでアレルギー原因食品を使わずみんなで仲良く同じ給食を食べる《なかよし給食》や、富丘中学校PTAが年に1回実施している生徒自ら弁当を作る《弁当の日》などの取り組みが紹介されました。

6/21 訓練で仲間の大切さを学んだ
自衛官候補生修了式

陸 上自衛隊東千歳駐屯地で、自衛官候補生課程の修了式が行われました。4月に入隊した自衛官候補生38人は、約3か月間、座学や射撃訓練など自衛官としての基礎を学び、7月からは2等陸士として道内の各部隊に配属されます。晴れて自衛官の仲間入りを果たした皆さんは、「訓練で仲間の大切さを学んだ」「国民を助けることができる自衛官になりたい」などの意気込みを語りました。



人のうごき

《総人口》
97,823人 (-15)
男性 49,571人 (-5)
女性 48,252人 (-10)
《世帯》50,663世帯 (+16)

()内は、前月との比較です。

7-1 現在

6/24 支笏湖ビジターセンター
デジタル展示を公開



環境省が支笏湖ビジターセンターに整備した《デジタル展示》の公開が6月27日からはじまりました。専用のゴーグルを装着すると、視界の360°が支笏湖の映像で覆われ、普段は入ることができない樽前山の火口や苔の洞門に行ったような感覚が得られます。ゴーグルの利用が制限される7歳未満の子どもや団体の方も楽しむことができるよう、タッチパネルモニターや200インチのスクリーンで見ることもできます。

広報ちとせからのお知らせ

市民の皆さんの身近にある楽しい話題・イベントの情報をお寄せください。

広報広聴課 広報係
☎(24)0104 FAX(22)8851



千歳（せんさい）のミズナラ

■ そのミズナラは、支笏湖・恵庭岳南山麓のオコタン崎にあります。幹周689センチ、樹高25メートル超で推定樹齢は1200年以上。長直径は220センチもあり両手を広げても届きません。このほか、オコタン崎にはミズナラを中心にカツラやハリギリなど幹周300センチを超える巨樹が90本以上確認されていますが、そのミズナラ存在感は圧倒的です。オコタン崎に生き続ける巨樹の森（巨木林）。その要となるミズナラを、私たちは「千歳（せんさい）のミズナラ」と呼んでいます。

あのとき、あの場所

瞬きの点景。

SCENERY OF MOMENT

カメラが光を捉えるほんの一瞬。映り込む人物やものごと。千歳ならでわの魅力が、残したくなる風景が、そこにある。

支笏湖ビジターセンター 自然解説員

さきた つぎお
先田 次雄

広報ちとせ(第1084号) 令和2年7月10日発行
 ■発行 編集/千歳市企画部 広報広聴課
 〒066-8886 千歳市東雲町2丁目(電)240104 FAX(2)88851
 ■市ホームページアドレス <https://www.city.chitose.lg.jp/>
 ■印刷/千歳印刷株式会社



6月21日/花茶農園で撮影

■ 今月の表紙

市内のイチゴ狩りが大盛況でした。始める前に手洗いの徹底、3つの密を避ける入場者数の制限など、コロナ対策も万全です。青空の下の開放感と美味しいイチゴに大人も子どもも大喜びでした。

■ 最初は鼻がムズムズして仕方がなかったマスクも、すっかり生活の一部となり、最近はずれ違う人のマスクの多様さに目が止まりました。色やデザインなどセンスが良く、新たなファッションとして楽しむ姿に驚きました。自分も挑戦してみようかと思いつつ、やっぱり無難な白いマスクを手にするオシヤレに臆病な私です。

■ 6月1日、支笏湖でチップ(ヒメマス)漁が解禁されました。取材では、高齢化が進むチップ漁師の中では珍しい20代の若手アンクルー3人と出会いました。船に乗せていただき、チップや釣りについてたくさんのお話を聞きました。皆さんにご紹介できず申し訳ございません…いつか広報ちとせでご紹介したいと思います。



編集後記



■ 視覚に障がいのある方用の「音訳」点訳の広報もあります。詳しくは、電(27)センターまで。